

# 大阪市立加美小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7(2025)年4月1日

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「強く・明るく・積極的に学び行動する子ども」の育成のために「加美小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの根絶に向けて取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組（教職員・児童の意識改革についての方策等）
- ② 未然防止・早期発見のための取組
- ③ 効果的な家庭・地域との連携

## 3. いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について

- ① 学ぶ楽しさを味わう中で、主体的に学ぶ意欲を育てる授業づくりを行う。
- ② 言語活動の充実を図り、子どもの考えを深め高め合う授業づくりを行う。
- ③ 習熟度別少人数授業のよさを生かし、個に応じた指導の充実を図ることにより、確かな学力の定着を図る。
- ④ 教員の指導力の向上のために、授業研究をしたり授業を公開したりとともに、様々な研修会へ参加する。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 学級活動や児童会活動を中心に、全ての教育活動を通して、児童一人一人のよさが発揮され、達成感を味わいながら、互いを認め合う人間関係づくりに取り組む。
- ② 教職員は、児童に対して受容的態度で接し、児童を見守り、個に応じて褒め認めていくことで、充実感を味わわせる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳教育を中心に、全ての教育活動において、学校全体に「いじめ」を絶対に許さない態度を形成するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ② 地域の方々を招いた様々な学習や自然体験学習、動植物を育て触れる学習を通して、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感しながら身につけます。
- ③ 「傍観者」もいじめに加担しているのと同じであることを理解させ、友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることのできる人間関係づくりを行う。
- ④ 相手が直接見えなくても相手を感じ、尊重する心情を伝えることに留意した「情報モラル」の授業に取り組み、「情報社会の倫理」「法の理解と遵守」について理解を図る。また、家庭・地域との連携を深めることにより、情報社会のルール・マナーの醸成を図る。

#### 4. いじめの早期発見についての取組

##### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 全ての教職員が様々な教育活動で、多くの児童に関わることにより、多様な視点から、児童の些細な変容に気づくことができるようになるとともに、その変容等を、教職員で共通理解を図る。
- ② 「いじめに関するアンケート」などを学期に1回行い、結果を分析するとともに、必要に応じて個別面談などを行う。また、個々の内容は累積して記録するようにし、年度をまたがっても引継ぎが十分に行えるようにする。
- ③ 家庭や地域との連携を深めるとともに、スクールカウンセラーや外部機関の積極的な活用を図る。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また外部組織を含め、相談体制を充実させる。

#### ① いじめの情報（気になる情報）のキャッチ

- ・報告を受けたものが自分で解決しようとするのではなく、情報を共有化する  
↓ など組織で対応する。

#### ② 対応チームの編成

- ・管理職、生活指導部長、学年主任、担任、養護教諭 など事案に応じて柔軟に対応する。  
↓

#### ③ 対応方針の決定・役割分担

- ・情報の整理・・・態様、関係者、被害者、加害者、特徴
- ・対応方針・・・緊急度の確認、事情聴取の際の留意事項の確認
- ・役割分担・・・被害者からの事情聴取と支援体制、加害者からの事情聴取と指導体制、周囲の児童と全体への指導体制、保護者への対応担当、諸機関への対応担当 など

- ・情報の共有・・・全教職員への伝達

#### ④ 事実の究明と支援・指導

- ・事実の究明・・・状況やきっかけなどをじっくり聞き事実に基づく指導を行う  
↓ 聽取は、被害者→周囲にいるもの→加害者の順に行う。必ず複数で聴取するようにする。

#### ⑤ いじめの被害者・周囲の児童・加害者への指導・被害者への対応

- ・・・いかなる理由があっても徹底していじめられた子どもの味方になる。担任を中心に、子どもの自己肯定感を回復するため認め、励ましながら、じっくり話を聞く。

#### ・加害者への対応

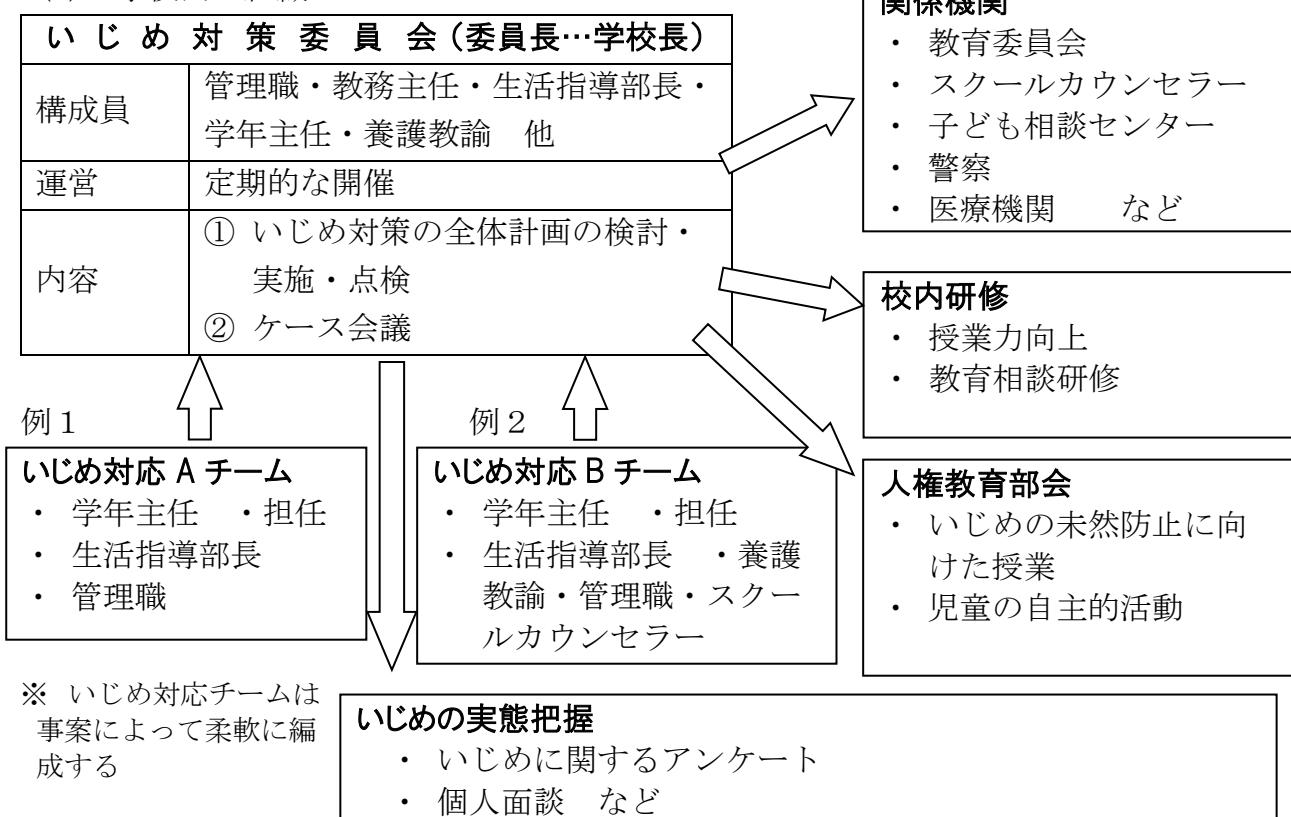
- ・・・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に関しては毅然とした態度で指導する。自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかについて内省させる。被害者のつらさに気づかせ、いじめは決して許されないことを分からせ、責任転嫁をさせない。

- ・周囲の児童・傍観者への指導・・・いじめは、学級や学年全体の問題として対応していく。周囲ではやしてたり傍観したりしていたものも関係者ととらえさせる。いじめの事実を告げることは「告げ口」ではなくつらい立場の人を救うことであり、人権と命を守る、人として当たり前の行動であることを伝える。

- ★ 保護者との連携を密にし、必ずこまめに家庭訪問をして、事実を詳細かつ正確に伝える。保護者への子育てへの非難は絶対にしてはいけない。
- ★ ネット上のいじめに対しては、書き込みや画像の削除・チェーンメールへの対応等、具体的な解決方法について保護者に周知するとともに、家庭と連携して取り組む。また、学校と家庭だけでは解決が困難な事例については、『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』を活用して、関係諸機関と連携しながら早期解決に取り組む。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織



### 【年間計画】

- ★ いじめ対策委員会の実施
- ★ 調査等
  - ① 児童生徒対象いじめアンケート調査 年3回
- ★ 研修会
  - ① 人権教育実践研修会（6月）（2月）
  - ② 人権教育実践交流会（11月）
  - ③ 特別支援校内委員会（4月・9月・1月）

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① いじめの実態を、学校協議会に報告し、必要に応じて協力要請をする。
- ② ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発する。

### (3) 取組内容の検証

- ・「運営に関する計画」の【安全・安心な教育の推進】【未来を切り拓く学力・体力の向上】の取組の進捗状況等の評価をもとに、学校いじめ防止基本方針の取組について、いじめ対策委員会において検証する。

## 7. 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。また、調査で明確になった必要な情報は、被害児童及び保護者へ適切に提供するとともに、誠意ある対応に努める。